

# 平成29年分 市民税・県民税の 申告と相談



平成29年分の市民税および県民税（市・県民税）の申告と相談は、2月6日（火）から3月15日（木）までの期間で、下の表のとおり受け付けます。

問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226）、または新里支所市民生活課（☎742212）、黒保根支所市民生活課（☎962111）へ。

## 申告の前に準備を

申告、相談会場は混雑が予想されますので、申告に必要な領収書などの計算をあらかじめ済ませていただきますよ

うご協力をお願いします。受け付けは、終了の30分前までに済ませてください。混雑状況により、受付時間内でも受け付けを終了する場合があります。

## 市内全地区対象の申告・相談受付場所（土・日曜日を除く）

期日	時間	場所
2月6日（火）	9:00～13:00	境野公民館
2月9日（金）	9:00～13:00	梅田公民館
2月9日（金）	9:00～13:00	菱公民館
2月14日（水）	9:00～13:00	広沢公民館
2月15日（木）	9:00～13:00	川内公民館
2月16日（金）	9:00～13:00	相生公民館
2月16日（金）～3月2日（金）	9:00～16:00	新里総合センター 3階第1会議室
2月19日（月）～3月15日（木）	9:00～16:00	市役所6階会議室
3月1日（木）～3月8日（木）	9:00～12:00	黒保根支所1階フロア

※税理士会の申告受付コーナーを3月1日（木）～3月9日（金）に市役所6階会議室に設置します。

## 黒保根町対象の申告・相談受付場所（土・日曜日を除く）

対象地区	期日	時間	場所
涌丸下・涌丸上・田沢上	2月16日（金）	9:00～15:00	黒保根支所1階 フロア
田沢下・田沢中	2月19日（月）	9:00～15:00	
清水	2月20日（火）	9:00～15:00	
柏山上・鹿角・高楯・楡沢	2月21日（水）	9:00～15:00	
柏山下	2月22日（木）	9:00～15:00	
出合原・前田原	2月23日（金）	9:00～15:00	
川口・城・本宿	2月26日（月）	9:00～15:00	
水沼下・八木原	2月27日（火）	9:00～15:00	
水沼上・津久瀬	2月28日（水）	9:00～15:00	

## 申告案内はがきの郵送

前年の状況により申告が必要と思われる人に、申告案内のはがきを郵送します。

申告用紙は、各申告会場および市ホームページにあります。また、申告用紙を郵送することもできますので希望する場合は、税務課市民税担当へご連絡ください。

## 申告が必要な人

市・県民税の申告が必要な人は、1月1日現在、市内に居住している人です。

ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得者で年末調整を正しく済ませた給与支払報告書が勤務先から市役所に提出された人のうち、その他の所得がない人は、申告する必要はありません。

## マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告書には本人および扶養親族や事業専従者のマイナンバーの記載が必要です。

申告の際は、マイナンバーカードまたは番号確認書類（番号通知カード・マイナンバー）が記載された住民票（写）および身元確認書類（写）

真付身分証明書など）をお持ちください。

## 税務署での確定申告が必要な人

次に該当する人は市役所では申告できません。桐生税務署で申告してください。

- ▼準確定申告（死亡した人の申告）をする人
- ▼青色申告する人
- ▼住宅借入金など特別控除の適用を受ける人
- ▼土地・建物の売却による収入があった人

▼株式の売却による収入があった人

- ▼雑損控除の適用を受ける人
- ▼繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人
- ▼先物取引による収入があった人
- ▼外国為替証拠金取引（FX）による雑所得があった人
- ▼肉用牛の売却による所得があった人
- ▼山林所得があった人
- ▼修正・更正の請求をする人
- ▼贈与税・消費税の申告をする人

## 口座振替済通知書を郵送します

平成29年分介護保険料口座振替済通知書と後期高齢者医療保険料口座振替済通知書を、それぞれ1月中旬に郵送します。

この通知書には、平成29年1月から12月までに口座振替により納付した各保険料額が記載されています。確定申告の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

介護保険料については、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390・391）へ、後期高齢者医療保険料については、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へお問い合わせください。

## 年金の源泉徴収票を郵送します

老齢年金を受けている人に、1月中旬から下旬にかけて日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が郵送されます。1月31日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失した場合には、年金証書を持参のうえ、桐生年金事務所まで再発行の手続きをしてください。

この源泉徴収票には、平成29年1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、この源泉徴収票が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりませんので、これらを受給している人には源泉徴収票は送られません。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）または市民課年金係（☎内線273）へ。

市民税・県民税申告書

# 確定申告に関するお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などで確定申告書が作成できますので、書面で印刷したものを送付または国税電子申告・納税システム「e-Tax」で送信のいずれかで提出してください。

初めて「e-Tax」を利用

する場合には、事前準備が必要です。

詳しい利用方法などは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) でご確認ください。

## ● 税務署での申告と相談

所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設

します。

なお、確定申告会場ではご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としています。

場所 桐生税務署（末広町）  
期間 2月16日（金）～3月15日（木）※土、日、祝日を除く  
時間 午前9時～午後5時

（受け付けは午前8時30分から）

申告書の作成には時間を要します。複雑な内容の場合には、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

お問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎223121）へ。



キノピー

## 公的年金などの受給者向け 確定申告不要制度のお知らせ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

また、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている人には、この制度は適用されません。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎223121）へ。

## 関東信越税理士会桐生支部 休日無料税務相談会

仕事などで平日なかなか税務署に行くことができない人の確定申告を、税理士が無料でサポートいたします。複雑な相談には、有料での対応になる場合や、会場に対応できない場合もあります。

完全予約制ですのでご注意ください。

期日 = 2月10日（土）

時間 = 午前10時～午後4時

場所 = 市民文化会館第2会議研修室

募集人数 = 20人（先着順）

申し込み = 1月10日（水）から（午前10時～午後4時）、電話で関東信越税理士会桐生支部事務局（石原会計事務所内、☎52-2677）へ。

## 新成人の皆さんへ 国民年金加入の 手続きを

国民年金は、年をとったとき、病気などで障害が残ったとき、家族の働き手になくなったときに、働いていない世代みんなで支えようという目的で作られた仕組みです。

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、加入することが義務付けられています。

日本年金機構から国民年金加入の届け書が送付されますので、必要事項を記入し、直接または郵送で市民課（市役所1階、〒376-8501桐生市役所）へ提出してください。新里・黒保根支所市民生活課でも受け付けます。

なお、20歳到達時点で、厚生年金保険に加入している人または厚生年金保険加入者である配偶者に扶養されている人は、手続き不要です。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）または桐生年金事務所（☎442311）へ。